

緑の募金事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人高知県森と緑の会（以下「県森と緑の会」という。）定款第5条1号に規定する緑の募金に関し、実施方法、管理、交付金の交付等について定め、もって募金業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 緑の募金は、森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）の意義に対する県民の理解を広めるとともに、県民全体による森林整備等の取り組みを推進することを旨として行うこととし、理事長は、緑の募金業務を円滑かつ効率的に運営するため、毎年度、緑の募金運動の実施に関する基本方針（以下基本方針という。）を定め、緑の募金の適正な運営に努めるものとする。

2 基本方針には次の事項を定めるものとする。

- (1) 募金運動の総合計画
- (2) 募金目標及び募金実施計画
- (3) その他募金活動に必要な事項

3 理事長は、前項の基本方針を広く県民に周知させるとともに、市町村支部長（以下支部長といふ。）及び地区森と緑の会長（以下地区会長といふ。）に通知するものとする。

(運営協議会の意見等の尊重)

第3条 理事長は、運営協議会が基本方針の策定、その他県森と緑の会の業務に関して述べる意見等を尊重しなければならない。

第2章 募金の実施

(実施主体)

第4条 緑の募金は、県森と緑の会及び地区森と緑の会並びに市町村支部が行う。

2 前項の募金の実施主体は、それぞれ、国民各層から自主的な募金ができる口座を開設しなければならない。

(募金の期間)

第5条 募金の期間は毎年、3月1日から5月31日までの間及び9月1日から10月31日までの間とし、うち4月15日から5月14日までの間は緑の募金強化月間とする。

(募金の種類及び対応主体)

第6条 募金の種類及び対応主体は別記1のとおりとする。

(家庭募金及び学校募金)

第7条 家庭募金及び学校募金の実施方法は別記2のとおりとする。

第3章 緑の募金の管理

(寄附金の適正管理)

第8条 理事長及び地区会長並びに支部長は安全かつ確実な方法で集金を行い、寄附金について

は、銀行その他の金融機関への預金等の方法により、これを適正に管理しなければならない。
(募金の納付)

第9条 支部長及び地区会長は募金の成果を集計して県森と緑の会の指定口座に振り込むものとする。

第4章 交付金の交付

(交付金の交付割合等の基準)

第10条 理事長は、事業種類別の交付金の交付割合、交付額等について、あらかじめ運営協議会の審議を経て、その基準を定めることができる。

(交付金の交付申請)

第11条 交付金の交付は、交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

からの申請に応じてこれを行ふこととし、その際申請者は市町村単位で行う事業は「市町村支部」に、地区単位で行う事業は「地区森と緑の会」に、県単位で行う事業は「県森と緑の会」に提出しなければならない。(様式1)

(1) 申請者の名称又は氏名及び住所

(2) 交付金を用いて行おうとする事業の名称、目的及び内容

(3) (2) の事業に係る資金計画及び事業計画並びに交付金の交付希望額

(4) その他参考となる事業

(申請内容の審査及び交付の決定)

第12条 理事長は前条の申請があったときは、当該申請書の記載事項等により、申請者が交付金を用いて行おうとする事業の目的及び内容が方の趣旨に照らし適正であるかどうか等を審査するものとする。

2 交付金の交付決定には、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

3 理事長は、交付の決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならぬ。

4 理事長は、前項の規定により交付金の交付決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。(様式2)

(交付金の申請書の提出)

第13条 申請者は、交付決定通知書を受領したときは、交付額、事業計画、交付希望時期及び振込先を記載した請求書を提出するものとする。(様式3)

(決定の取消等)

第14条 理事長は、交付金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他交付金の交付を受けて行う事業(以下「緑の募金事業」という。)に関して交付決定の条件に違反していることが判明したときは、交付決定の全部又はその一部を取消すことができる。

(事業実施状況報告)

第15条 理事長は、必要に応じ、被交付者から緑の募金事業の遂行状況その他交付金の交付に關し必要な事項について報告させるものとする。

(実績報告)

第16条 被交付者は緑の募金事業を完了したときは、事業の成果を記載した事業実施報告書、その他必要な書類を提出するものとする。（様式4）

(交付金の返還)

第17条 理事長は、以下の各号に掲げる場合には、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 被交付者が交付金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
 - (2) 被交付者に解散等の重大な事情の変更が生じたとき。
 - (3) 被交付者が交付金を交付の目的以外の用途に使用し、その他申請の事業に関して交付決定の条件に違反して事業を実施している事実が判明したとき。
- 2 理事長は、前号各号の場合においては、被交付者に対し、不当に支払われた交付金の返還を、期限を定めて請求するものとする。

第5章 成果の公表

(募金成果の公表)

第18条 理事長及び支部長は、募金の実績、実施事業について取りまとめ、広報誌等によりその成果を公表しなければならない。

第6章 梯則

(委任)

第19条 この実施要項に定めるもののほか、緑の募金に係る事業の実施に関し必要な事項は、理事長が運営協議会の審議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成21年7月31日）から施行する。

緑の募金事業監査実施要領

(監査の目的)

1 この要領に定める監査は、公益社団法人高知県森と緑の会（以下「森と緑の会」という。）が定める緑の募金事業実施要綱第四章に規定する交付金に関する適正かつ効果的な運営について必要な指導を行うとともに、所要の是正改善の措置を講ずることを目的として実施するものであること。

(監査の類型)

2 監査は、一般監査と特別監査に分け、次により実施する。

(1) 一般監査は、緑の募金事業により交付金の交付を受けた団体等の事業実施結果について、監査を実施する。

(2) 特別監査は、（1）の中で特に実施上の問題点等が認められる場合において、当面する事態に即応して、重点的に実施する。

(3) 監査については、一般監査を原則として年1回前年度の緑の募金事業により交付金の交付を受けた団体を適宜選定のうえ実施するものとし、特別監査については隨時実施するものとする。

なお、監査は当該団体の事務所等へ出向き実地に行うことを原則とするが、前回（継続事業の場合）の監査結果から実施体制、事務処理状況等について良好に実施されていると認められる事例については、書面審査による監査を実施する。

(監査事項)

3 一般監査及び特別監査の監査事項は、別紙「高知県森と緑の会監査事項」による。

なお、実情に応じ必要な事項を追加して設定することができる。

(監査の事前準備)

4 監査の実施に当たっては、監査対象団体等に対して、その期日、監査に当たる職員の氏名、事前提出資料、その他必要な事項を事前に通知する。

(監査結果の措置)

5 監査の終了後は、関係者に対し講評及び必要な指示を行うものとし、是正改善等の指示すべき事項がある場合には、文書をもってその内容及び具体的な是正改善策を指示するとともに、指示事項に対する是正改善の情況については、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じ、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行う。

(交付金の返還)

6 理事長は、監査の結果以下の各号に掲げる場合には、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 被交付者が交付金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったことが判明したとき。
(2) 被交付者が交付金を交付の目的以外の用途に使用し、その他申請の事業に関して交付決定の条件に違反して事業を実施している事実が判明したとき。

(3) 理事長は、前号各号の場合においては、被交付者に対し、不当に支払われた交付金の返還を、

期限を定めて請求するものとする。

(委任)

7 この実施要領に定めるものほか、緑の募金に係る事業の監査に関し必要な事項は、理事長が運営協議会の審議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成21年7月31日）から施行する。

(別紙)

高知県森と緑の会監査事項

下記の事項について、監査を行うので1及び2について必要と思われる書類等一式を用意してお
くこと。

1. 書類関係

(経理関係)

交付金の交付を受けて実施した緑の募金事業に関する支払証拠書類の原本（領収書等）。

(事業実施関係)

- (1) 緑の募金事業認定申請書の控（添付書類含）
- (2) 交付金交付決定通知書及び認定事業費実施内訳書
- (3) 緑の募金事業実施報告書の控（添付書類含）
- (4) 一般県民に対して、当該事業が緑の募金による助成を受けたものであることを周知させた
関係書類等及び事業遂行時に撮影した写真等の記録
- (5) 事業実施により得られた効果（内容及び実績に係る数値等）

2. 実地監査

森林整備等を行った場合に合っては、整備個所の現況等について実地監査を行うことがある。

(この場合は監査の事前に通知する。)